第2章



国の取組

## I. 総論

### 1. 社会的気運の醸成

## (1)「カエル!ジャパン」キャンペーンの実施 【継続】〔内閣府〕

仕事と生活の調和について社会全体での取組を推進するための国民運動を一層効果的に進めるため、「カエル! ジャパン」というキーワードの下、シンボルマーク・キャッチフレーズを策定し、ホームページ、シンポジウム、各種資料において活用することにより、運動全体を統一的に推進しています。

2008 年6月にスタートした国民参加型の運動である「カエル! ジャパン」キャンペーンに賛同した企業・団体等は、2016 年1月末現在で 2,773 件となりました。

[[カエル!ジャパン| キャンペーン ロゴマーク]

# ひとつ「働き方」を変えてみよう! **カエル!ジャパン** Change! JPN



http://wwwa.cao.go.jp/wlb/change\_jpn/download/dounyu.html

## (2) 仕事と生活の調和ポータルサイトの運営 【継続】〔内閣府〕

仕事と生活の調和ポータルサイトにおいて、国の施策、調査・研究、各主体の取組、「カエル! ジャパン」 キャンペーンやメールマガジンなど仕事と生活の調和 に関する様々な情報を発信しています。



http://wwwa.cao.go.jp/wlb/

## (3) 「カエルの星」認定事業【2013年度限 り】(内閣府)

部・課・班・チーム等(以下、「チーム」という。) 単位で、日々の仕事を見直し、業務の効率化を進める ことも「長時間労働の縮減」や「年次有給休暇の取得 促進」に大きな効果が期待されます。そのため、「カエ ル! ジャパン」キャンペーンと連携し、業務効率化な ど働き方の見直しに取り組む事例を公募し、好事例について「カエルの星」に認定し、企業等に広く情報提供することで、同様の取組を促し、仕事と生活の調和の取組を推進しています。

## (4) 資料の配布等の情報発信【継続】(内閣 府)

仕事と生活の調和をテーマに広報誌「共同参画」 等に記事を掲載したほか、セミナー・講演会・シンポ ジウム等で「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バ ランス)レポート 2014」を配布しました。

#### (5) シンポジウム等の開催等〔内閣府〕

#### (1)男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣

地域における男女共同参画を促進するため、地域の 様々な課題の解決に向けて、男女共同参画の視点を 取り入れる実践的な活動を展開していくことが重要と なります。

そのため、地方公共団体、民間団体等の求めに応じ、地域の課題解決のためのセミナー、意見交換会、 勉強会等の活動に適切な助言ができるアドバイザーを 派遣しています。

#### ②男女共同参画の推進を図るためのシンポジウム等 の実施

2015 年度は、「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」において、起業支援など経済分野における女性の活躍促進、女子学生・生徒の理系分野への進路選択支援など、各地域・各分野における男女共同参画の推進に資するシンポジウム等を、全国8都市で開催する予定です。

## ③「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」賛同者による取組と報告書の作成

2015年度は、賛同者ミーティングを開催したほか、 賛同者による女性活躍シンポジウムやイベント等への 登壇等を積極的に推進し、ワーク・ライフ・バランス の推進、組織の意識変革など、女性活躍を進める上 でトップ自らが率先して行動することの重要性につい て普及啓発等を行いました。また、賛同者の取組好事 例をまとめた報告書(日・英)を作成しました。

#### 4 「家族の日」「家族の週間」の実施

内閣府では、子供を家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めてもらうため、「新しい少子化対策について」(2006 年6月20日少子化社会対策会議決定)に基づき、11 月第3日曜

国の取り

日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、理解促進を図っています。その一環として、2007年度から「家族の日」フォーラムの開催や作品コンクールを実施しており、2015年度は山口県、山口市と共催で同フォーラムを行いました。

また、「家族の日」「家族の週間」ロゴマークを活用 し、広く認知啓発活動を行い、機運の醸成を図ってい ます。

[「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク]



やっぱり、家族っていいね。

## 家族の日 家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日 家族の選問は、家族の日 前後各1週間

## 2. 仕事と家庭の両立支援の促進と両立 できる環境の整備

## (1) 育児・介護休業法の施行と周知徹底【継 続】〔厚生労働省〕

少子化対策の観点から喫緊の課題となっている仕事と家庭の両立支援等を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けられる雇用環境を整備するため、企業において育児・介護休業法に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、法の周知・徹底を図っています。



http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html

なお、育児・介護休業法については、介護休業の 分割取得や有期契約労働者の育児休業の取得要件の 緩和等を内容とする育児・介護休業法の改正案を、第 190 会国会に提出しました。



http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/190-01.pdf

また、パート、派遣、契約社員など雇用期間に定めのある労働者(以下「有期契約労働者」という。)については、従来より、一定の要件を満たす場合には、育児休業や介護休業等を取得できることから、マニュ

アル等により、有期契約労働者や事業主に対し、その 旨の周知・徹底を図っています。



http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/index.html

さらに、育児休業、介護休業等を取得できない有期 契約労働者においても、雇用契約期間内であれば、誰 でも産前・産後休業をとることができることから、パ ンフレット等により、その旨の周知を行っています。

## (2)第4次男女共同参画基本計画における位置づけ(仕事と生活の調和関係)【新規】 (内閣府)

2015年12月25日、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

4次計画では、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を新たに1つの分野として設定し、冒頭の第1分野に位置づけました。我が国に依然として根付いている「長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行」を変革するため、「長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じてICTサービスを活用するなどにより、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進する」こととしています。

また、第3分野「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」においても、その中の「1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現」という項目において、施策の基本的方向として「働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、『仕事と生活の調和推進のための行動指針』(平成19年12月18日仕事と生活の調和推進官民トップ会議策定)を踏まえ、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた対率的な働き方の推進等によるワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る」こととし、具体的な取組として、

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための、長時間 労働の削減等のための法改正等に向けた取組
- ・多様で柔軟な働き方の実現のための、育児休業・介 護休業等の取得促進に向けた法的措置を含めた取組 等を挙げています。

方針

## 第4次男女共同参画基本計画(概要)

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」 並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

## 目指すべき社会 ①男女が自らの意思に基づき、 個性と能力を十分に発揮でき る、多様性に富んだ豊かで活 力ある社会 第 1 部 基本的な ③男性中心型労働慣行(注) 等の変革等を通じ、仕事と ②男女の人権が尊重され、尊 生活の調和が図られ、男 厳を持って個人が生きること 女が共に充実した職業生 のできる社会 活その他の社会生活及び 家庭生活を送ることができ ④男女共同参画を我が国にお ける最重要課題として位置 づけ、国際的な評価を得られ

#### 4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし 方の見直しが欠かせないことから、男性中 等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる 場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、 女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アク ションの実行等による女性採用・登用の推進、加え て将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚く するための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたき め細かな支援等による女性が安心して暮らせるた めの環境整備
- 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参 画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、 女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際 社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評 価の向上
- (7) 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開される ための地域における推進体制の強化
- (注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が 当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

## (3)女性活躍推進法におけるワーク・ライ フ・バランスの位置付け【新規】〔内閣 府)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法 律」(平成 27 年法律第 64 号。以下、「女性活躍推進 法」という。)が成立し(2015年8月28日)、2016 年4月1日から完全施行されます。女性活躍推進法で は、国・地方公共団体、大企業といった各事業主に対 し、女性の採用・登用などの状況を自ら把握し、課題 を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定 を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の職 業選択に資する情報を公表すること等を義務付けてい ます。



http://www.gender.go.jp/policy/ suishin law/index.html

女性活躍推進法では、職業生活と家庭生活との両 立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と 家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

を基本原則の一つに掲げています。事業主行動計画を 策定するに当たっては、労働時間の状況を「まず把握 する項目 として位置付けており、行動計画の策定を 行う全ての事業主に、長時間労働等に係る課題がない か分析を行うことを求めています。また、国及び公庫 等において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた企 業など、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等 が優良である企業の受注機会の増大に向けた施策を実 施するとともに、地方公共団体においても、国の施策 に準じて当該施策の実施に努めることとしています。

さらに、女性活躍推進法に基づく「女性の職業生活 における活躍の推進に関する基本方針」(平成27年 9月25日閣議決定)でも、事業主の取組に必要な視 点として、働き方を改革し、男女ともに働きやすい職 場を目指すこと、男性の家庭生活への参画を強力に促 進すること、育児・介護等をしながら当たり前にキャ リア形成できる仕組みを構築することを掲げていま す。また、行政の役割として、職業生活と家庭生活と の両立を図るために必要な環境整備を図ることを挙 げ、男性の意識と職場風土の改革、ハラスメントの無 い職場の実現等の施策を実施することとしています。

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要(平成27年8月28日成立)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。 このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ●女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす 影響への配慮が行われること
- ●職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ●女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

#### 基本方針等の策定

- ●国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(平成27年9月25日閣議決定)。
- ●地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

#### 事業主行動計画の策定等

- ●国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ■国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施 (労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- ●国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。
- ●女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析 【参考】状況把握する事項: ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- ●女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

#### 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ●国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ●地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

#### その他

- ●原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- ●10年間の時限立法。

## (4) 女性活躍加速のための重点方針における ワーク・ライフ・バランスの位置付け 【新規】

総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」において「女性活躍加速のための重点方針2015」が決定されました(2015年6月26日)。「女性活躍加速のための重点方針2015」は、国内外で指導的地位を担い得る女性の人材プールを作るとともに、男女の働き方・暮らし・意識の変革などに貢献できるインパクトのある取組を推進するため、今後、重点的に取り組むべき事項について、各分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法制度や生活空間も含めた環境整備という観点から取りまとめられました。

各分野で女性活躍を進める上では、長時間労働の 削減などの働き方改革など、その裾野を広げていくた めの必要な環境整備が不可欠です。働きたい女性が 仕事と子育て・介護等を両立でき、その能力を十分に 発揮することができるためには、長時間労働の削減等 の働き方改革を進めることが極めて重要です。このた め、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する教 育・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減や生産 性の向上に向けた効率的な働き方や、ライフイベント に対応した多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ラ イフ・バランスの実現を図ることとしています。

また、女性の活躍推進の柱として、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図ることとしています。

## (5)「少子化危機突破のための緊急対策」の 推進、新たな少子化社会対策大綱の策定 【継続】〔内閣府〕

2015年3月20日、新たな少子化社会対策大綱を閣議決定しました。個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標としています。妊娠・出産、子育て支援というこれまでの対策に加え、それ以前の結婚への支援を含め、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行うこととしています。また、5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定して政策を効果的かつ集中的に投入するとともに、長期的な展望を持って、継続的かつ総合的に少子化対策を進めることとしています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても、少子化社会対策大綱を推進すること、平成 27 年度からの5年間を「少子化対策集中取組期間」と位置づけて取り組むこと等が明記されており、新たな大綱に基づき、具体的な対策を進めているところです。

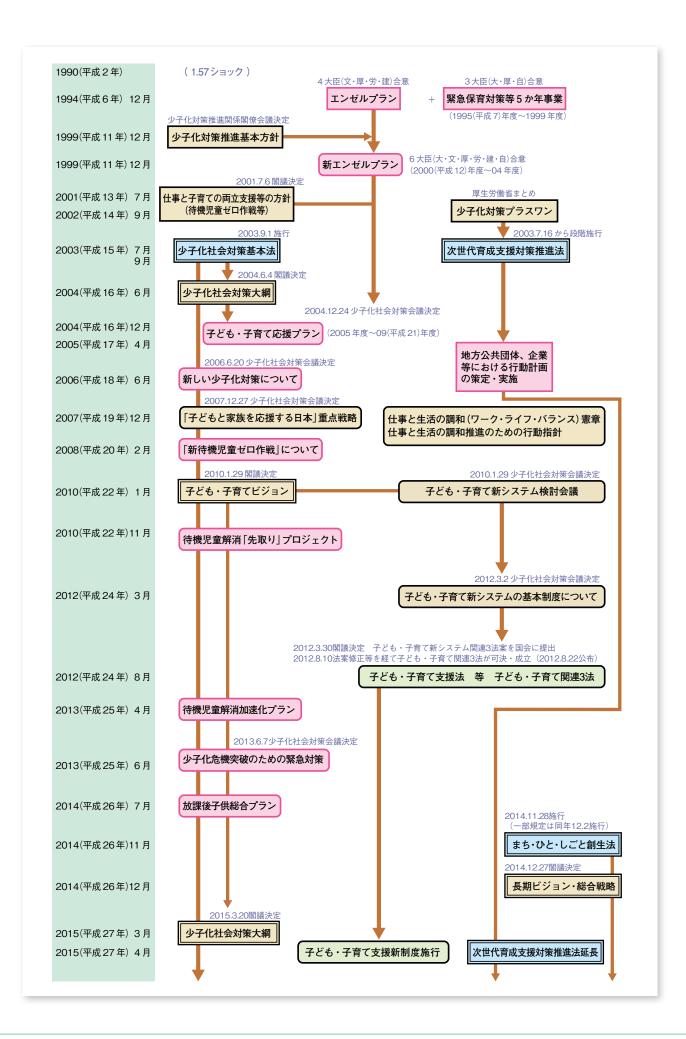
急速な少子化の進行、待機児童問題、子ども・子育てをめぐる教育・保育の質の維持・向上、仕事や子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分ではないこと等を背景に、2012年8月に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実を目的として、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の

給付及び小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を主な内容とする子ども・子育て関連 3法が成立しました。

その後、消費税率の引上げが延期される中にあって、「量的拡充」はもちろん、消費税率 10%への引上げを前提とした「質の向上」を全て実施するために必要な予算を確保した上で、2015 年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されました。施行後は各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換などを行い、状況の把握に努めるとともにパンフレットやQ&Aの作成、説明会の開催等を通じて、保護者や事業者、自治体等の関係者に新制度の周知を図り、制度の円滑な運用に努めています。

また、新制度の施行にあわせて、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付や小規模保育等への給付等の財政支援を内閣府に一本化しました。一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性を確保する観点から、文部科学省及び厚生労働省と引き続き密接な連携を図りながら事務を実施していくこととしています。

さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を国会に提出しています。



## (6) 次世代育成支援対策の推進、先進企業の 表彰【継続】〔厚生労働省〕

#### ①次世代育成支援対策の推進

2014 年度末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法については、第 186 回通常国会において、同法の有効期限の 10 年間の延長、新たな認定(「プラチナくるみん」認定)制度の創設等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立し(2014 年4月 16 日)、2015 年4月1日から施行されました。

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画の策定、届出、公表、周知が義務付けられています。



http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html

2015年12月末現在、101人以上の企業の一般事業主行動計画の届出率は97.2%で、このうち、301人以上の企業の届出率が97.4%、101人以上300人以下の企業の届出率は97.1%となっています。また、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、認定マーク「くるみん」を取得することができますが、この認定を受けた企業の数は2,398社となりました。

引き続き、より多くの企業が認定を目指して取組を 行うよう、くるみんマークや新たに創設されたプラチ ナくるみんマークの周知・啓発を図っています。

〔認定マーク「くるみん」〕

〔認定マーク 「プラチナくるみん」〕







http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukintou/pamphlet/26.html

#### ②子育でサポート企業に対する税制優遇制度

厚生労働省告示において規定した次世代育成支援 に資する一定の資産を、行動計画に記載し、行動計画 期間内に導入し認定を受けた場合、当該資産につい て、くるみん認定の場合は認定日を含む事業年度(1 年間)に18~32%、プラチナくるみん認定を受けた 場合は認定日を含む事業年度から3年間に12%又は15%の割増償却ができる税制優遇制度(くるみん税制)を実施しており、従業員の仕事と子育ての両立のための環境整備に積極的な企業を支援しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/

## ③先進企業の表彰(均等・両立支援企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門))

「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に「均等・両立推進企業表彰」を毎年実施しています。



http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html

### (7) 男性の育児休業の取得促進【継続】〔厚 生労働省〕

積極的に育児を行う男性を応援し、男性の育児休業取得を促進するため 2010 年6月から「イクメンプロジェクト」を実施しています。具体的には、企業等に対する、表彰の実施による先進的な取組の周知やセミナー開催等による情報提供、公式サイトやハンドブック作成等の広報による情報発信等により、男性の仕事と育児の両立の推進を図っています。

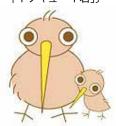
公式サイトでは、イクメン宣言及び育児・育児休業体験談やイクメンサポーター宣言を募集・掲載していますが、2014年度末時点で、イクメン宣言の登録は1,973件、育児・育児休業体験談を投稿された方の中から選考された「イクメンの星」は24名となっています。



http://ikumen-project.jp/

〔イクメンプロジェクト ロゴマーク」〕

(S男が、家族を変える。 社会が MEN 〔イクメンプロジェクト公式 ツイッターキャラクター 「イクキューイ君」〕



2015 年度は、経営者や人事労務担当者の取組を支 援するセミナーの開催を増やしたほか、男性労働者の 仕事と育児の両立を積極的に支援し、業務改善を図る 企業を表彰する「イクメン企業アワード」や、管理職 を表彰する「イクボスアワード」の実施などを通じて、 男性が仕事と育児を両立できる職場環境の整備を進め ています。

このほか、「イクメンの星」による大学出前講座等、 これから社会に出る学生が、仕事と育児の両立の重要 性を考える機会を設けるなど、男性が積極的に育児を 行う、また育児休業等を取得しやすい社会にするため の活動を行っています。

## (8) 育児休業給付金の支給【継続】〔厚生労

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円 滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付金を 支給しています。なお、2014年4月より、男女ともに 育児休業を取得することを更に促進するため、休業開 始後6月について、給付割合を50%から67%に引き 上げる拡充策を実施しました。

2014 年度 初回受給者数 274,935 人 支給額 345,720,437 千円



https://www.hellowork.go.jp/insurance/ insurance continue.html#g2

## (9) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取 扱いへの対応【継続】〔厚生労働省〕

育児・介護休業法では、育児休業等の申出をしたこ と又は取得したこと等を理由とする解雇その他不利益 取扱いを禁止しています。

その他不利益な取扱いの例として、期間を定めて雇 用される者について契約を更新しないこと、労働契約 内容の変更を強要すること、自宅待機を命ずること、 降格、減給、賞与等における不利益な算定を行うこと 等が挙げられます。

2014年10月に妊娠・出産等を理由とする不利益 取扱いに関して初の最高裁判決が出されたことを踏ま え、2015年1月には育児休業等を「契機として」なさ れた不利益取扱いは原則として法違反となることを通 達で明確化し、育児・介護休業法等の周知徹底や企 業に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行ってい ます。都道府県労働局雇用均等室(以下「雇用均等 室」という。)では、育児休業等を理由とする不利益 取扱いに関する法違反に対して厳正な指導を行うとと もに、労働者と事業主の間の紛争を迅速に解決するた め、労働局長による紛争解決の援助や両立支援調停 会議による調停制度を行っています。

2014年度に雇用均等室に寄せられた育児・介護休 業法関係の相談は 52.796 件で、このうち不利益取扱 いに関する相談が 2.984 件でした。

また、労働局長による紛争解決の援助の申立受理 件数は240件で、このうち不利益取扱いに関するも のが 155 件でした。

このほか、両立支援調停会議による調停の申請受 理件数は8件で、このうち「育児休業に係る不利益取 扱い」が7件でした。

## (10) 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の 支援【拡充】〔厚生労働省〕

#### ①両立支援等助成金を通じた支援

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、 助成金の支給による支援を行っています。

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 2014年度 支給件数:779件

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築、 運営を行う事業主または事業主団体に、その費用の一 部を助成

○中小企業両立支援助成金 2014 年度 支給件数: 856 件

#### ・代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取 得者を原職等に復帰させた事業主に一定金額を助成

- ・期間雇用者継続就業支援コース(2015年度で廃止) 期間雇用者で育児休業を取得した労働者を原職等 に復帰させた事業主に一定金額を助成
- ・育休復帰支援プランコース(2014年2月から支給) 「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復 帰支援プラントを策定及び導入し、育児休業を取 得・復帰させた事業主に一定金額を助成



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/kodomo/shokuba\_kosodate/ ryouritsu01/index.html

## ②ベストプラクティスの普及

両立支援に取り組む企業が、育児・介護休業法を 上回る両立支援制度の拡充や両立支援制度を利用し やすい職場環境の整備により効果的に取り組むことが できるよう、両立支援ベストプラクティス集「中小企 業における両立支援推進のためのアイディア集」を作 成し、雇用均等室において、ベストプラクティスの普 及を図るとともに、必要な助言を行っています。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/ bunya/koyou roudou/koyoukintou/ best\_practice/

#### ③両立支援総合サイトによる情報提供

両立支援に関する情報を一元化した「両立支援総 合サイト(両立支援のひろば)」を運営することによ り、一般事業主行動計画等の企業の両立支援の取組 を公表する場を提供するとともに、両立指標(企業に おける「仕事と家庭の両立のしやすさ」が診断できる 指標)を広く普及させることにより、各企業における 自主的な取組を促進しています。



http://www.ryouritsu.jp/index.html

#### 4 仕事と介護の両立支援

労働者が介護を理由に離職することなく働き続けることを可能とするため、仕事と介護の両立支援対応モデルを作成・改定し、当該モデルを普及させることにより、企業における仕事と介護の両立支援の取組を促進しています。

さらに、仕事と介護を両立しやすい職場環境への 取組への関心及び認知度を高め、介護離職を防止す るための取組に向けた社会的気運の醸成を図るため、 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り 組んでいる企業が使えるシンボルマーク(愛称:トモ ニン)の周知等を通じ、企業の取組促進も行ってい ます。

[シンボルマーク・トモニン]



仕事と介護の両立支援



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html

## (11) 仕事と介護の両立支援ポータルサイト の運営【継続】〔内閣府〕

介護休業や介護保険等の制度やサービス等、仕事と介護の両立に資する法制度情報や介護サービス等の支援情報は、国、地方公共団体、民間組織、NPO等、様々な機関が提供していることから、散在するこれらの情報を一元的に提供するためのコンテンツを制作し、仕事と介護の両立を希望する個人が各自の状況に応じ、関連する知識・情報を得られるよう、仕事と生活の調和ポータルサイトで情報を発信しています。



http://wwwa.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/index.html

## (12) 介護保険制度の着実な推進【継続】〔厚 生労働省〕

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、介護保険制度があります。仕事を持つ人の家族が介護を要する場合、その家族が要介護認定や要支援認定を受ければ、家族の状態や家庭の状況等に応じてケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、デイサービスやショートステイ等様々な介護保険サービスを受けることが可能です。

また、家族の介護についての相談や必要な情報提供を受けることができる窓口として、市町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターがあります。市町村の窓口では、要介護認定の申請等についての相談ができます。地域包括支援センターでは、介護保険に関する相談の他にも、虐待防止や権利擁護のための総合相談・支援などを行っており、介護保険をはじめとした様々なサービスに関する情報提供を行っています。

2014年に成立した改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性確保のため、家族の支援にもつながる認知症施策の推進や生活支援の充実など地域支援事業の充実、低所得者の一号保険料の軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行ったところです。

高齢化の更なる進展により、認知症の人はますます 増加することが見込まれています。認知症になっても 住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるため に、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初 期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に 向けた支援体制を構築するとともに、認知症の人やそ の家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる 「認知症カフェ」の普及を図る等、認知症の人への支 援をはじめ、その家族の介護負担の軽減を図ることに しています。

## (13) 介護休業給付金の支給【継続】〔厚生労 働省〕

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、介護休業給付金を支給しています。

2014 年度 初回受給者数 9,600 人 支給額 2,023,658 千円



https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_continue.html#g3

## 3. 働き方に中立的な社会保障制度の在 り方の検討

## (1) 非正規雇用の労働者への社会保険の適用 拡大【継続】〔厚生労働省〕

非正規雇用の労働者に対する社会保険(厚生年金・健康保険)の適用拡大を盛り込んだ「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が2012年8月に成立しました。

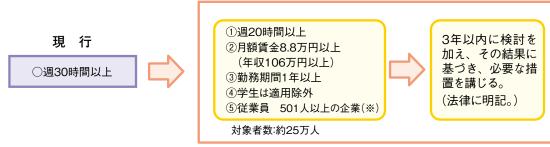
#### 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

#### 【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネット を強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を 促進して、今後の人口減少社会に備える。

### 《改正内容》

#### 短時間労働者への適用拡大(2016年10月~)



(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

#### 《影響緩和措置》

○短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する 観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う 特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

## 4. 中小企業対策など包括的な取組を 推進

## (1) 中小企業対策の実施【継続】〔経済産業 省〕

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、中小企業における多様な働き方の推進は重要です。そのため、地域の中小企業・小規模事業者の活性化、小規模事業者支援対策の強化、中小企業・小規模事業者のイノベーションの推進、円安による原材料・エネルギーコスト高などへの対応、などの取組を引き続き実施します。

#### (主な実施事項)

#### ①地域の中小企業・小規模事業者の活性化

地域の中小企業・小規模事業者の人材ニーズを把握し、若手人材の発掘、事業者とのマッチング、定着までを一貫支援します。また、地域資源の活用や農商工連携により行う「ふるさと名物」等の新商品・新サービスの開発、販路開拓や海外展開等を支援します。さらに、少子高齢化や外国人への対応など、社会構造の変化の中で商店街が中長期的に発展していくための

取組を支援します。

#### ②小規模事業者支援対策の強化

改正小規模支援法に基づき商工会・商工会議所が 取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規 模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開 拓等を支援します。また、日本政策金融公庫による経 営改善資金融資を行うとともに、認定経営発達支援計 画に基づく事業計画策定支援等を受けた小規模事業 者に対し、低利で融資を行います。

#### ③中小企業・小規模事業者のイノベーションの推進

中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術に「デザイン開発技術」を加え、中小企業が産学官連携して行う技術開発等を支援します。また、中小企業が「新連携」の認定を受け、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う革新的なサービス開発等を支援します。

## ④円安による原材料・エネルギーコスト高などへの対応

取引相手からの転嫁拒否等の対策として、悉皆的な 書面調査の実施、474 人体制での万全な情報収集・取 締りを実施します。加えて、下請代金支払遅延等防止 法の厳正な運用や周知徹底、全国 48 箇所に設置されている下請かけこみ寺における相談体制の強化を行うなど、取引の適正化を図ります。こうした取組ととも

に、政策金融・信用保証制度により、中小企業・小 規模事業者に対する資金供給の円滑化を図ります。

#### 【参考】 政府全体の中小企業対策予算推移

(億円)

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
当初予算	1,969	1,802	1,811	1,853	1,856
	(1,055)	(1,060)	(1,071)	(1,111)	(1,111)
補正予算	20,044 (7,989)	5,434 (3,721)	3,403 (2,582)	3,013 (2,304)	-
슴計	22,013	7,236	5,214	4,866	1,856
	(9,044)	(4,781)	(3,653)	(3,415)	(1,111)

括弧内は経産省計上分。

## 5. 仕事と生活の調和の実現に取り組む 企業の支援

## (1)「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発「継続」〔厚生労働省〕

年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた 関係者の取組の促進を図ることを目的として、2010年 3月に「労働時間等見直しガイドライン」を改正しま した。労使の自主的な取組を通じた所定外労働の削減 や年次有給休暇の取得促進を促すため、あらゆる機会 を通じて本ガイドラインの周知・啓発を行っています。

#### 〔参考〕労働時間等見直しガイドライン

事業主とその団体が労働時間等の設定の改善(注) について適切に対処するため、必要な事項について定 めたものです。

- 1. 労使間の話し合いの機会を整備しましょう。
- 2. 年次有給休暇を取得しやすい環境を整備しましょう。
- 3. 所定外労働を削減しましょう。
- 4. 労働者各人の健康と生活に配慮しましょう。
- (注) 年次有給休暇の取得促進や長時間労働の抑制等、 労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様 な働き方に対応したものへと改善することです。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/jikan/

## (2) 労働時間等設定改善に向けた取組の推進 【継続】〔厚生労働省〕

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (1992年法律第90号)〔労働時間等設定改善法〕に 基づき、企業等に対して、以下のような支援事業を 実施し、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促 進等による労働時間等の設定の改善に向けた企業や 事業場における労使の自主的な取組の促進を図って います。

#### ①職場意識改善助成金(職場環境改善コース)

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その 他労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業事業 主に対する助成事業

2014 年度 支給企業数: 221 企業

#### ≪支給額≫

職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入などの取組に要した費用について助成を行います。(上限100万円)



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

#### ②職場環境改善助成金(所定労働時間短縮コース)

所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減 を目的として、労働時間等の設定の改善に取り組む中 小企業事業主に対する助成事業(2015 年度新設) ≪支給額≫

職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入などの取組に要した費用について助成を行います。(上限50万円)



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082311.html

## ③「働き方・休み方改善コンサルタント」による企業等に対する支援

都道府県労働局に「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、働き方・休み方に関する相談(例えば、労働時間や年次有給休暇に関する改善についての相談)に応じるとともに、働き方・休み方の見直しを行う労使等に対し、必要な助言等を実施しています。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/jikan/

#### ④「働き方・休み方改善指標」等の周知・普及

労使自らが「働き方・休み方」の現状や課題を自主的に評価することができる「働き方・休み方改善指標」や働き方改革に取り組む企業の事例について、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した効果的な周知・普及を図っています。

### ⑤地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境 整備

労使、地方自治体等が協働し、地域のイベントや県民の日等の行事に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する事業を実施しています。

#### ⑥「働き方・休み方改善ハンドブック」の開発・普及

卸売業・小売業等の業種の特性に応じた年次有給 休暇の取得促進の方法等を盛り込んだ「働き方・休 み方改善ハンドブック」を開発・普及しています。

## (3)公共調達・補助金を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進【拡充】(内閣府)

内閣府においては、2014年8月に策定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、国の公共調達及び補助金において、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進するとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に向けた「公共調達・補助金」の活用方法について、毎年度、各府省の取組状況を公表することにより、各府省の取組を一層促進することとしています。

2014 年度実績(公共調達におけるワーク・ライフ・バランス

#### 等に関する評価項目の設定)

・実施府省数:6府省(内閣府・内閣官房・総務省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省)

・事業数:36 事業

・契約金額: 10 億 3,900 万円

仕事と生活の調和連携推進・評価部会では、ワーク・ライフ・バランスの重要性に鑑み、「女性活躍加速のための重点方針 2015」や女性活躍推進法の成立等を踏まえ、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて検討を行い、2015 年 12 月に、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書〜公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて〜」を取りまとめました。本報告書においては、

- ・WLBの推進は、女性活躍の前提であり、企業の 生産性等の向上、事業の品質の確保・向上といっ た観点はもちろん、少子高齢化、人口減少に直面 する我が国社会全体の持続可能性を高めていく極 めて重要な取組。
- ・WLBの推進は、①従業員に仕事の充実感の向上、家庭・地域等での役割の確保、事業主に生産性の向上、人材の確保、定着度の向上、②顧客に財・サービスの質の確保・向上、③社会に活力や成長、長期的な持続可能性の向上をもたらす、三方よしとなるメリットのある取組。
- ・一般に、ワーク・ライフ・バランスの推進は事業 の品質の確保・向上につながることも考えられる ことから、ワーク・ライフ・バランス等に取り組 む企業を公共調達においてより幅広い事業で評価 することは適当。
- ・この評価する取組は女性活躍推進法第20条に基づく受注の機会の増大に関する施策であると位置付けられる。
- ・評価対象となる企業については、女性活躍推進法 等に基づく認定制度を活用することが有効。
- ・評価の方法は、総合評価落札方式や企画競争にお ける評価などが考えられる。
- ・導入は、平成 28 年度を目途に進めていくべきであるが、その際、導入時期、手法等を検討し、円滑に進むように十分な配慮が必要。

等の内容が盛り込まれています。(部会報告書:参考 資料 p 174 ~参照)。

また、報告書を踏まえ、政府内で新たな取組指針に ついて具体的な検討を進めています。

## ワーク・ライフ・バランスの推進と付加価値生産性、持続可能性、 品質の確保・向上との関係(イメージ図)

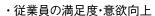
#### WLBの取組

- ・働き方改革
- 長時間労働の是正
- ・両立支援
- ・多様で柔軟な勤務制度



#### 期待される効果

- ・業務改善・見直し
- ・多様な働き方が可能な職場環境
- ・健康不安の少ない環境の実現、心身の健康保持



- ・多様で優秀な人材の確保、定着促進
- ・習熟度の向上、技能の蓄積など
- ・多様な視点を持ち柔軟な組織の実現
- ・業務の効率化 ・企画力の高度化 ・市場対応力の向上 ・維持管理業務の安定性向上

付加価値生産性・持続可能性の向上



## (4) 企業経営者・管理職の取組支援【継続】 〔内閣府〕

仕事と生活の調和の視点を取り入れた企業経営や、 働き方の見直しを推進するため、経済団体との共催に より、企業経営者や管理職を対象に「トップセミナ -」等を開催しています。仕事と生活の調和の取組を 推進するために、先進的な社内制度や好事例を企業間 で共有する場を提供することで、着実な取組を支援し ています。

## (5)女性の活躍『見える化』サイトの運営 【継続】〔内閣府〕

企業におけるワーク・ライフ・バランスの現状等の 女性の活躍推進に関する状況を外部(投資家、消費 者、就業希望者等)から「見える」ようにすること で、当該企業が資本市場等で評価され、仕事と生活 の調和の推進等に関する自主的な取組が他の企業に 波及していく効果が見込まれます。このため、個別企 業における育児休業取得者数、月平均残業時間、年 休取得率等を、内閣府ホームページ「女性の活躍『見 える化』サイト」で公表しています。2015年度には、 厚生労働省の「ポジティブ・アクション情報ポータル サイト」等との統合により、企業情報の総合データベ ース化を図り、利用者の利便性向上に取り組みます。

## (6)「カエル!ジャパン」通信(メールマガジ ン)の配信【継続】〔内閣府〕

2009年10月からワーク・ライフ・バランスメー ルマガジン「カエル!ジャパン」通信を配信し、毎月 1回ワーク・ライフ・バランスに関するテーマを定 め、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策の最 新情報、制度内容、企業の取組事例、有識者のコラ ム、統計・調査等をわかりやすく紹介しています。ま た、過去に配信した内容(バックナンバー)について も仕事と生活の調和ポータルサイト上で情報配信して います。



http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/ index.html

## 行政機関における仕事と生活の調和 実現に向けた取組

## (1) 超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的な 取得促進【継続】〔内閣官房内閣人事局、 人事院〕

国家公務員については、政府全体を通じて「国家公 務員の労働時間短縮対策について」(1992年12月9 日人事管理運営協議会決定)、「超過勤務の縮減に関 する指針について」(2009年2月27日人事院職員福 祉局長通知)、「採用昇任等基本方針」(2014年6月 24 日閣議決定)及び「国家公務員の女性活躍とワー クライフバランス推進のための取組指針」(2014年 10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進 協議会決定)等に沿って、一層の超過勤務の縮減及 び年次休暇の計画的な取得促進に取り組んでいます。 これまでも、毎年 10 月に超過勤務縮減キャンペーン 週間を実施してきましたが、これを改組して、2015年 から7月及び8月に、「ゆう活」(夏の生活スタイル変 革)、業務の効率化や職場環境の改善等具体的取組の 実践、テレワークの推進強化及び休暇の一層の取得 推進等、働き方改革のための取組を集中的に行う期間 として、「ワークライフバランス推進強化月間」を実施 しています。

## (2) 国家公務員の仕事と育児、介護等の両立 支援策の推進【継続】〔内閣官房内閣人 事局、人事院〕

人事院は、仕事と家庭の両立支援が社会全体の課 題となっていることや、各府省の人事管理も踏まえ、 有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、外 国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にす るための配偶者帯同休業に関する法律の制定につい て、2013年8月に、国会及び内閣に対して意見の申出 を行いました。

これを踏まえ、政府は、「国家公務員の配偶者同行 休業に関する法律案」を第185回臨時国会に提出し、 同法律案は、2013年11月に成立し、2014年2月21 日から施行されました。

また、配偶者同行休業制度の周知を図るため、職員 向けのリーフレットを作成し、各府省に配布するなど の取組を行いました。

人事院は、毎年度、各府省の人事担当者を対象と した「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協 議会」を開催し、各府省に対して、育児休業や育児 短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務等の両立支援 制度の周知等を行い、両立支援制度の積極的な活用 を促すよう要請するとともに、各府省が取り組むべき 事項について、助言・指導等の必要な支援を行ってい ます。

また、国家公務員が利用できる仕事と介護の両立支 援制度の職員への周知及び制度への理解を深めること を目的として、2014年度にパンフレットを作成・配布 し、2015年度においても関連する説明会やセミナー等 において配布しました。さらに、2015年度から、介護 に関するセミナーを開催し、両立支援制度の周知等を 図っています。

## (3) 男性職員の子育で参加の支援・促進【継 続〕〔内閣官房内閣人事局、人事院、内 閣府、文部科学省〕

## ①内閣人事局の取組

内閣人事局では、男性職員本人や職場の上司・同

僚等の理解を深め、男性職員が育児に関わりやすい環 境を整備する観点から、育児休業を取得した男性職員 による体験談や有識者のアドバイス、制度解説等を掲 載したハンドブック等を作成・配布し、男性職員の育 児休業の取得等を促進しています。

#### ②人事院の取組

人事院では、2015年2月に、男性職員が利用可能 な両立支援制度を周知するための資料を作成し、各府 省に対して男性職員の両立支援制度の積極的な利用 を要請するとともに、育児休業の期間が1月未満の場 合など、任命権者が当該請求をした職員の業務を処理 するための措置を講ずることができる場合には、請求 が育児休業を始めようとする日の1月前までに行われ ない場合であっても、当該請求を認めることは可能で あることなどを記載した「男性職員の両立支援制度の 利用促進について」(2015年2月23日人事院職員福 祉局職員福祉課長通知)を発出しました。また、民間 企業における男性の育児支援に関する取組を紹介する 特別講演会を開催しました。

さらに、2016年1月に、休暇や休業取得の意思決 定に大きな影響を与えると考えられる管理職員及び人 事担当者を対象としたシンポジウムを開催し、部下で ある男性職員の育児に対する管理職員等の理解を醸 成するとともに、部下である男性職員が育児のために 休暇や休業を取得しやすい職場環境づくりに向けたマ ネジメント等についても考える機会とするなど、職員 の意識啓発を図る取組を行いました。

### ③内閣府の取組

内閣府では、2012年5月に、育児に取り組む「イク メン」による自発的な部局横断的サークルとして「内 閣府イクメンの会」が発足しました。以来、同会で は、男性職員が育児をしやすい職場環境をつくり、男 性の育児関係休暇の取得を始めとして、男性職員の育 児への積極的な参加を後押しするとともに、育児を楽 しむためのイベント等を実施しています。

2015年は、母の日やゴールデン・ウイークに行っ た家族サービスを紹介する「母の日『イクメンっぷり』 ファミリーレポート」の募集、子どもの職場見学会の 実施等のイベントを実施しました。

こうした「イクメンの会」の存在は、メンバーに限 らず周囲の職員にとっても、「内閣府は育児に取り組 みやすい環境が整っており安心できる」、「一人で育児 の悩みを抱え込むことなく共有できる存在は心強い」、 「多様な働き方を尊重してくれる職場だ」と感じられる 効果をもたらし、内閣府全体として、育児に取り組む 職員を積極的にサポートしようという機運の醸成に寄 与しているものと考えられます。

こうした取組が評価され、「内閣府イクメンの会」 は、内閣官房内閣人事局が実施したワークライフバラ ンス職場表彰において、内閣人事局長表彰を授与され ました。

### ④文部科学省の取組

文部科学省では、2015年1月に「文部科学省女性

職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」を策定し、男女共に仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けて、省全体として取り組んでいます。

本取組計画では、女性が働きやすい環境整備の一環として、男性職員の育児休業及び育児参加についても積極的な奨励を行っていくこととしています。具体的には、男性職員による育児休業については、2020年までに取得率 13%以上を目標とし、また、幹部職員及び管理職員をはじめとした全職員に、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇について、周知を行うとともに、積極的な利用の促進を図り、該当する全ての男性職員が 2020年までに両休暇合計で5日以上取得することを目標としています。

## (4) 国家公務員のメンタルヘルス対策 【継続】〔内閣官房内閣人事局、人事院〕

心の健康の問題による長期病休者が急増した状況などに鑑み策定された「職員の心の健康づくりのための指針」(2004年3月30日人事院勤務条件局長通知)に基づき、管理監督者をはじめとする職員に対する心の健康づくり研修の強化、職員にセルフケアに関する知識を身に付けさせるための自習用eーラーニング教材の作成・配付、いきいきとした職場の実現を目指す職場環境改善の推進、心の不調への早期対応のための相談体制の整備・充実、試し出勤の導入等による円滑な職場復帰の促進などの心の健康づくり対策を行っています。

また、管理監督者に対し、メンタルヘルスケアに関する知識を習得させるとともに、職員が心身ともに健康で安心できる職場環境づくりの取組や職場におけるメンタルヘルスケアの一層の推進に資することを目的として、1年間に全国6ブロックで各1回、メンタルヘルスセミナーを行っています。

さらに、各府省等の業務多忙や遠隔地官署勤務の管理監督者のうち新任管理者等に対し、メンタルヘルスの知識の習得及び理解の徹底を図るため、2010年度よりeーラーニングによる講習を行っており、2015年度も下半期に講習を実施しました。

なお、特にメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防を強化するため、2015年12月に、公務におけるストレスチェック制度を導入したところであり、各府省と連携して実施に向けた取組を進めています。

## 7. 自己啓発や能力開発の取組支援

## (1) 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実【継続】〔厚生労働省〕

厚生労働省では、働く人の職業能力形成を支援する ため、次のような取組を実施しています。

#### ①公共職業訓練の推進

国及び都道府県において、離職者・在職者・学卒者を対象とした公共職業訓練を実施しています。このうち、離職者訓練については、安定雇用の実現を図るという観点から、2009年度から最長2年間の長期訓練を新たに実施しているほか、介護・福祉、医療、情報通信など、今後の雇用の受け皿として期待できる分野を中心に訓練コースを設定しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/shokugyounouryoku/for\_worker/kousyoku/index.html

#### ②職業能力評価制度の整備

労働者の有する職業能力を客観的に評価する仕組み として、職業能力評価基準の策定に取り組むとともに、 労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として、 労働者の有する技能の程度を検定し、国がこれを公証 する技能検定制度の実施など、職業能力評価に係る基 盤整備のための総合的な施策を推進しています。

職業能力評価基準策定数 53 業種(2015年5月31日時点)、技能検定制度 128 職種(2015年4月1日時点)、2013年度合格者数約28万人、延べ合格者数約547万人となっています。



#### 職業能力評価基準

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/shokugyounouryoku/ability\_skill/syokunou/index.html



#### 技能検定制度

http://www.mhlw.go.jp//stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/shokugyounouryoku/ ability\_skill/ginoukentei/index.html

#### ③キャリアコンサルティングの普及促進

個人が、その適性、職業経験等に応じ職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう、キャリアコンサルタントの養成、資質の向上等を推進することにより、個人のキャリア形成に資する情報提供、相談援助等を実施しています。

これをより一層推進するため、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律等(平成27年法律第72号)による職業能力開発促進法の一部改正(以下「改正能開法」という。)により、2016年4月1日よりキャリアコンサルタントを名称独占資格として位置づけ、更新制等を通じた資質の確保・向上を図りつつ、計画的に養成していくこととしています。キャリアコンサルタント有資格者養成数(延べ数):約4万8千人(2015年3月末現在)



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/shokugyounouryoku/ career\_formation/career\_consulting/ index.html

## (2) 若年者等に対する職業キャリアの支援 【継続】〔厚生労働省〕

若者の雇用情勢は、2014年において、フリーターの数が約179万人となり、前年に比べ約3万人減少し、また、ニートの数については、2014年は56万人となり、前年に比べ約4万人減少しています。このような中、2015年度10月に「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直され、また改正能開法に位置づけられた職務経歴等記録書(ジョブ・カード)の普及を通じ、フリーター等を含めた若者の円滑な就職等を促進しています。

制度がスタートした 2008 年度からのジョブ・カード取得者数は約 138 万人(2015 年 10 月末)となっており、今後も引き続き、制度を推進していきます。

また、ニート等の若者の職業的自立を支援するため、2015 年度も引き続き、地方自治体との協働により、「地域若者サポートステーション事業」を実施しており、全国に設置された地域若者サポートステーション(愛称:「サポステ」)において多様な就労支援メニューを提供しています。

主な内容として、①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、②生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に実施する若年無業者等集中訓練プログラム(一部のサポステ)、③就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就職機会にキャリアアップできるようステップアップに向けた支援を実施しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/shokugyounouryoku/for\_worker/ys-station/index.html

## (3) 求職者支援制度による安定した就職の支援【継続】(厚生労働省)

雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関を活用して、技能・知識を身に付けるための職業訓練を無料で実施するとともに、訓練期間中に、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施しています。

2011 年 10 月 1 日の制度施行から、2015 年 3 月までに約 27 万 9 千人が訓練を受講しています。

## (4)教育訓練給付制度の実施【継続】〔厚生 労働省〕

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給しています。また、2014年10月より、労働者の中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練と

して厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に給付割合を引き上げる等、制度を拡充しました。

2014 年度 受給者数 121,056 人 支給額 4,487,765 千円



https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\_education.html

## (5)企業におけるキャリア形成の取組支援 【拡充】(厚生労働省)

事業主がその雇用する労働者の申出により受ける自発的な職業能力開発としての職業訓練、職業能力検定、キャリアコンサルティングに必要な経費の負担や職業能力開発休暇の付与を行う場合に、「キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)」を支給しています。

キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース) 2014 年度 支給決定件数 723 件 支給額 368,910 千円

このほか、企業内での人材育成に取り組む事業主を 幅広く支援するため、キャリア形成促進助成金の上記 以外の各コースで訓練経費や訓練期間中の賃金の一 部を助成しており、またキャリアアップ助成金により 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促 進する取組を実施した事業主に対して助成を行ってい ます。

さらに、従業員の職業能力評価、キャリアコンサルティング等のキャリア形成促進のための制度を導入し、継続して人材育成に取り組む事業主等に対する「企業内人材育成推進助成金」を 2015 年度より新たに創設しました。



(キャリア形成促進助成金)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/ d01-1.html



(キャリアアップ助成金)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/part\_haken/ iigyounushi/career.html



(企業内人材育成推進助成金)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081260.html

## 8. 職場におけるメンタルヘルス対策の 推進

## (1) 「労働者の心の健康の保持増進のための 指針」に基づく取組の促進【継続】〔厚 生労働省〕

職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者が約6割に達し、精神障害による労災認定件数が増加傾向にある中で、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(2006年3月31日)を策定し、事業場がメンタルヘルス対策に取り組む際の具体的な取組方法を示すとともに、都道府県労働局や労働基準監督署において、事業者に対し、指針に基づく取組方法などの助言・指導を行っています。

#### 〔参考〕労働者の心の健康の保持増進のための指針

労働者に対するメンタルヘルスケアの原則的な実施 方法を定めています。



http://kokoro.mhlw.go.jp/brochure/ supporter/files/H25\_mental\_health\_ relax.pdf

## (2) 産業保健総合支援センター【継続】〔厚生 労働省〕

地域における職場のメンタルヘルス対策を含む産業保健活動全般を総合的に支援する中核的な機関として、全国 47 都道府県に産業保健総合支援センター及びその地域窓口を設置し、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者への円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行っています。



http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/ 578/Default.aspx

## (3) 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」【継続】〔厚生労働省〕

厚生労働省ホームページにメンタルヘルス・ポータ ルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業保健 スタッフ、労働者やその家族に対し、専門相談機関のご案内、心の病や過労死に関するQ&A、職場復帰支援の取組事例など、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供するとともに、事業者、労働者等からのメール相談にも対応しています。



http://kokoro.mhlw.go.jp/

## (4) 職場におけるメンタルヘルス対策の充実 【継続】〔厚生労働省〕

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を図るため、ストレスチェック(労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査)の実施を事業者に義務付けること(従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務)等を内容とする、労働安全衛生法の改正法が2014年6月に公布、2015年12月に施行されました。職場におけるメンタルヘルス対策をより一層推進するため、ストレスチェック制度の円滑な施行に向けて、周知・支援等に取り組んでおります。

## 9. 仕事と生活の調和に関する調査等の 実施

### (1) 仕事と生活の調和推進に関する調査研究 等【継続】〔内閣府〕

企業への訪問調査等により仕事と生活の調和の推進するため、管理職等による人事評価をはじめとした 「職場マネジメント」についての好事例を把握・分析して事例集を作成します。この調査結果を、仕事と生活の調和ポータルサイトへの掲載等により幅広く情報提供し、仕事と生活の調和に取り組む企業への支援を行っています。

## (2) 地方公共団体におけるワーク・ライフ・ バランス推進施策に関する調査【継続】 〔内閣府〕

各自治体におけるワーク・ライフ・バランス推進施 策の内容や実施に当たっての工夫、課題等を把握する ため、都道府県と政令指定都市を対象に、「地方公共 団体におけるワーク・ライフ・バランス推進施策に関 する調査」を実施しています。(p 64 ~参照)

## Ⅱ. 就労による経済的自立

1. 勤労観・職業観を形成し、社会人・ 職業人として必要な能力を身につけ た人材を育成するためのキャリア教 育・職業教育の実施

## (1) 学校と地域・社会や産業界等の連携・協 働によるキャリア教育・職業教育の推進 (文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

近年、ニート・フリーターの増加や若者の早期離職問題など、若者の「社会的・職業的自立」や「学校から社会・職場への移行」を巡る様々な課題が見受けられます。また、グローバル化や知識基盤社会の到来、就業構造・雇用慣行の変化等による、教育、雇用・労働を巡る新たな課題も生じています。このような中で、早期の段階から社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するキャリア教育の重要性が増してきております。

一方、キャリア教育の効果的な実施のためには、学校、家庭そして地域・社会が連携・協働し取組を進める必要があります。

また、「第2次教育振興基本計画」(2013年6月 14日 閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂 2015」等において、キャリア教育の充実が謳われて おり、今後更にキャリア教育に関わる各関係者の連携 の強化を図っていきます。

#### (1キャリア教育推進連携シンポジウムの開催 【継続】

学校と社会との連携によるキャリア教育の意義の普及・啓発、及びその推進に資することを目的として、文部科学省、経済産業省、厚生労働省の3省合同でキャリア教育推進連携シンポジウムを開催しています。このシンポジウムにおいて、キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められる学校と企業・経済団体等にそれぞれ文部科学大臣表彰、経済産業大臣表彰を行い、同時に、学校と地域・社会や産業界等の優れた連携・協働を表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を行っています。(2015年度は、2015年12月17日に開催。)



http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/detail/1312382.htm

#### ②地域キャリア教育支援協議会設置促進事業【継続】

2013年度より、学校等の教育機関・産業界・NPO・地方自治体等が参画する組織を地域ごとに設置し、職場体験・インターンシップ受入れ先の開拓・マッチング等学校教育への支援を行う「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」を推進しています。(2013年度9地域で設置、2014年度12地域で設置、

2015年度12地域で設置。)



http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/detail/1339053.htm

### ③地域を担う人材育成のためのキャリアプランニン グ推進事業【新規】

2015 年度より、「学校を核とした地域力強化プラン(地方創生関連施策)」において、都道府県等に「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、小・中・高等学校を通じた地元産業に係る理解を深めるキャリア教育の推進、地元への就職など地域に根付く人材育成の促進を図る、「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を推進しております。

## ④「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」の 運営【継続】

文部科学省において、「学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をマッチングさせる特設サイト「子供と社会の架け橋となるポータルサイト」を、2012年8月に開設し、学校と地域・社会や産業界とが連携・協働した教育活動を推進しています。



http://kakehashi.mext.go.jp

## (2) 学校におけるキャリア教育・職業教育の 推進〔文部科学省〕

改正教育基本法において、教育の目標の一つとして 「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに盛り込まれたことや新学習指導要領などを踏まえ、各学校においては、子供たち一人ひとりの発達の状況を的確に把握し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を通じ、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子供・若者を育成するため、子供たちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通した体系的なキャリア教育を推進しています。また、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育である職業教育を推進しています。

文部科学省では、学校におけるキャリア教育・職業 教育の推進のため以下の事業を実施しています。

#### ①キャリア教育の指導内容の充実 【継続】

各学校種におけるキャリア教育の指導内容・指導方法に関して、新しい指導要領に基づくキャリア教育の趣旨の徹底と指導内容の充実を図るため、「キャリア教育の手引き」を小学校、中学校、高等学校の教員

向けに作成するとともに、研修用動画を文部科学省ホームページ上で配信しています。

career/detail/1312372.htm



「キャリア教育の手引き」 http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/



「研修用動画」

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/career/detail/1315412.htm

## ②キャリア教育に係る中核的な時間の在り方に関する研究 【継続】

今後の高等学校普通科におけるキャリア教育の中核となる時間を位置付けることについて検討を行うための実証的資料を得るため、普通科を設置する高等学校を研究指定校に指定し、総合的な学習の時間等の活用によるキャリア教育の実践について調査研究を2013年度より行っています。(2013年度研究指定校:5校、2015年度研究指定校:5校、2015年度研究指定校:5校、

#### ③高等教育段階における推進【継続】

2014年4月に、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省により一部改正を行った「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」について、引き続き、改正内容の大学等への周知を進めていきます。また、インターンシップ等の取組拡大を図るため、2014年度から開始した中小企業等を含めた地域全体へのインターンシップ等を普及・定着させる取組への支援を、2015年度においても引き続き実施します。(採択件数:11件)

## ④成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略 的推進【継続】

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等が産業界等と協働し、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための教育プログラムの開発・実証を通じて、社会人等の学び直しを推進しています。

2014 年度採択実績 118 件

## (3) 男女共同参画社会の実現の加速に向けた 学習機会充実事業 【継続】 〔文部科学省〕

男女共に多様な選択が可能となるよう高校の進路 指導等で活用できる教材を作成・配布し、男女共同参 画の視点に立ったキャリア教育の推進をしています。



http://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1356234.htm

## (4) キャリア教育の担い手としてのキャリア コンサルタント等に対する講習【継続】 〔厚生労働省〕

キャリアコンサルティングの理念や手法を大学等の キャリア教育に活かすことのできる人材を養成するた め、キャリアコンサルタント等を対象とした講習を実 施しています。

 2015 年度
 講習実施回数
 50 回

 講習受講者数
 1,050 人

## (5) キャリア教育コーディネーターによるキャリア教育の推進【継続】〔経済産業省〕

効果的なキャリア教育の実施に当たっては、産業界の協力が欠かせませんが、産学協働によるキャリア教育の実践のためには、産学双方に通じたコーディネーターとなる地域のNPOなどの役割が非常に重要です。

このため、2008年度から2010年度にかけ全国でコーディネーター人材の育成研修を実施するとともに、翌年度以降のコーディネーター事業の自立化のための方策の検討をNPO等や有識者と行い、その結果、2011年2月、キャリア教育コーディネーターの育成・認定等の事業を運営する民間団体として一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会が設立されました。2015年8月現在、約260名がコーディネーターとして認定され活躍しています。



http://www.meti.go.jp/policy/economy/ iinzai/career-education/index.html

## (6) 労働関係法制度の周知【継続】〔厚生労 働省〕

#### (1)ハンドブックの作成及び講師派遣

労働法に関する基本的な知識をわかりやすくまとめたハンドブック「知って役立つ労働法」を作成し、働く際に知っておきたい基本的な知識はもちろん、各種制度の最新情報を盛り込んでいます(最新更新:2015年4月)。また、「知って役立つ労働法」を基に、学生・生徒などの皆さんを対象に、就職して働き始める前やアルバイトをする際に知っておくべき労働に関するルールをまとめたハンドブック「これってあり?まんが 知って役立つ労働法 Q&A」を 2015年4月に作成しています。これらのハンドブックについては、ホームページに掲載し、どなたでも自由にダウンロードして使える形で提供しています。

また、都道府県労働局における取組として、管内の大学等より要請がなされた場合には、大学等が主催する労働法制関連のセミナー等(※)へ労働局職員を講師として派遣するほか、アルバイトによる労働トラブル発生時等の相談先の周知等を行っています。

セミナー等では、上記ハンドブックに加えて、各都 道府県労働局が地域性を踏まえて独自に教材を作成し て講義等を行っています。

※ 大学・短大・高専向けには、2013年9月1日~2014年8月31日までの間に、のべ386大学等で、のべ483回セミナー等が開催され、のべ約4万2,000人の大学生等が参加しています。さらに、2015年度は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化の一環として、「学生のための労働条件セミナー2015」を委託事業として実施し、大学・高校等で労働基準関係法令等の周知啓発を行っています。

「これってあり? まんが 知って役立つ労働法 Q&A」





(これってあり? まんが 知って役立つ労働法 Q&A) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/

「知って役立つ労働法」





(知って役立つ労働法)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/

#### ②労働契約解説セミナーの開催

2008年の労働契約法の施行を踏まえ、個別労働関係紛争が防止され、労働者の保護が図られるよう、労働者等を対象に、全国47都道府県において、労働関係法令の研修、情報提供等を行うことを目的に、周知啓発セミナーを開催しています。なお、2012年度以降は同セミナーにおいて2012年8月に成立した改正労働契約法の周知・啓発も行っています。

2014 年度セミナー参加者数 11,162 人

#### 〔参考〕労働契約法

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に 対応し、2008年3月に施行された労働契約法では、労 働契約についての基本的なルールをわかりやすい形で 明らかにしています。

また、2013 年4月には、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換させるルールの導入等を内容とする改正労働契約法が施行されています。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/ keiyaku/kaisei/

## 2. 新卒者・フリーター等の就職支援等

## (1) 新卒者・フリーター等の就職支援等【継 続】〔厚生労働省〕

2014 年度においては、新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーターの支援により約 19.9 万人の就職が内定しました。また、フリーター等の正規雇用化を推進し、ハローワークにおけるフリーター等支援事業により約 31.1 万人の正規雇用を実現しました。

#### ①新卒者等への就職・定着支援

新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談、セミナー、就職面接会の開催、職場定着支援等きめ細かな就職支援を実施しています。

### ②若者雇用促進法に基づく認定制度(ユースエール 認定制度)

2015 年 10 月より、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の情報発信を後押し、マッチングの向上を図るため、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく新たな認定制度(愛称「ユースエール認定制度」)を創設しました。

若者の採用・育成に積極的な企業の情報発信を支援する同様の取組として、2013 年度より、「若者応援宣言事業」を実施していますが、若者の採用・育成の状況を公表していることに加え、新たなユースエール認定制度は、青少年の雇用管理の状況について一定の数値基準を設け、当該基準を満たす企業について厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた企業については、ハローワークによる重点的なマッチング支援やポータルサイトによる若者への情報発信などにより、積極的なPRに努めていくこととしています。

### ③ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化 支援

全国 28 か所に設置する「わかものハローワーク」 等において、担当者制による個別支援等により、フリーター等に対する正規雇用化支援を実施しています。

#### 4ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称:ジョブカフェ)において、地域の実情に応じた就職支援を実施しています。

#### ⑤トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就 職促進

ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業において一定期間(原則3か月)の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人月額最大4万円、最長3か月間)等の活用により、正規雇用化を促進しています。

### ⑥地域若者サポートステーションとの連携による就 職支援

ニート等の若者を支援する地域若者サポートステーションと連携し、ハローワークにおいても就職支援を 実施しています。

## ⑦公的職業訓練制度やジョブ・カード制度による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験が少ない方等を対象に、公的職業訓練では企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練を提供し、また、ジョブ・カード制度では 2015 年度 10 月に「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カードの普及を通じ、円滑な就職等を促進しています。

2015 年度においても、引き続きフリーター等の 正規雇用化を推進することにより、フリーター等が 安定した職に就くことができるよう、支援を実施し ています。



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/jakunen/wakamono/index.html

## 3. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就 労支援

## (1) 母子家庭等対策総合支援事業【継続】 〔厚生労働省〕

母子家庭の母や父子家庭の父(以下「母子家庭の 母等」という。)に対して、就業支援サービスや生活 支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援 事業や経済的自立に効果的な資格の取得を支援する 高等職業訓練促進給付金等事業により、自立支援を 実施しています。2013年度より、母子家庭の母と父 子家庭の父は同様の就業支援を受けられることになり ました。

#### ①母子家庭等就業・自立支援センター事業

都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、 母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講 習会の実施、就業情報の提供等までの一貫した就業 支援サービスや養育費相談などの生活支援サービスを 実施しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html

2014 年度実績 相談件数 88,422 件 就職件数 6,377 件

#### ②高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母等が経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するために2年以上養成機関で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金等を支給。なお、父子家庭の父については、2013年度入学生より事業の対象になりました。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html

2014 年度実績 支給件数 6,961 件 就職件数 2,217 件

## (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業【継続】〔厚生労働省〕

児童扶養手当受給者を含む生活保護受給者等の就 労による自立を促進するため、福祉事務所等にハロー ワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支 援体制を整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな 職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった 就労支援を推進しています。

2014 年度実績 支援対象者数: 108,910 人

(うち児童扶養手当受給者 29.575 人)

就職者数 : 69,538 人

(うち児童扶養手当受給者 19,727 人)

## 4. 治療等を受ける者の就労支援

### (1)長期療養者就職支援事業【拡充】〔厚生 労働省〕

がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる

治療等を受けながら就職を希望する方に対して、ハローワークに専門の就職支援ナビゲーターを配置し、医療機関との連携の下、個々の希望や治療状況を踏ま

えた就労支援を実施しており、2015 年度は、実施箇所数を拡大し、全国 16 か所(2014 年度 12 か所)のハローワークで実施しています。

## Ⅲ. 健康で豊かな生活のための時間の確保

## 1. 健康で豊かな生活のための時間の 確保

## (1) 労働時間法制の検討【継続】〔厚生労働 省〕

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)を踏まえ、労働政策審議会において労働時間法制等について総合的に議論を行ってきました。

2015年2月13日に「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」を審議会においてとりまとめ、これに基づき「労働基準法等の一部を改正する法律案」を同年4月3日に第189回通常国会に提出しました。

- ○この法案には、働き過ぎ防止のための取組として
  - ・中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対 する割増賃金の引き上げ(25%→50%)、
  - ・年に5日の年次有給休暇を確実に取得できる仕組 みの創設、
  - ・著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

等や、多様で柔軟な働き方の実現を図るための取組 として、

- ・フレックスタイム制の清算期間の上限の延長(1 ヶ月→3ヶ月)、
- ・企画業務型裁量労働制を見直し、対象業務の追加・健康確保措置の強化
- ・時間ではなく成果で評価される働き方を希望する 方のニーズに応える「高度プロフェッショナル制 度」の創設

等が盛り込まれております。

## (2) 働き方改革の推進【継続・新規】〔厚生 労働省、内閣官房〕

過労死等防止啓発月間である 2015 年 11 月を過重 労働解消キャンペーンとし、厚生労働大臣名による労 使団体への要請、長時間にわたる過重な労働による過 労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する 重点監督、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消 相談ダイヤル」などを行い、長時間労働削減に向けた 取組を推進しました。

また、長時間労働削減及び年次有給休暇取得促進

等のために、幹部職員による企業経営陣への働きかけに加え、先進的な取組事例や、企業が働き方・休み方の現状と課題を自己評価できる「働き方・休み方改善指標」等について、ポータルサイトの運営による情報発信を行いました。さらに、2015年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、全国の労使団体や個別企業労使等に対する周知・広報を行うとともに、地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進を行いました。

このほか、2014 年 11 月 1日に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、厚生労働省に設置した過労死等防止対策推進協議会において意見を聴いた上で、2015 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めました。(p 50 参照)

さらに、国民の間に広く過労死等を防止することの 重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解 を深めるため、過労死等防止啓発月間である 11 月を 中心に、全国 29 会場で過労死等の防止のための活動 を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催すると ともに、過労死等防止啓発のポスターの掲示、パンフ レット等の配布、新聞広告やインターネット広告の掲 載等多様な媒体を活用し、自身にも関わることとして 過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよ う、広く周知・啓発を行いました。

また、ワーク・ライフ・バランスや長時間労働削減等の働き方の課題については、地域の実情に即した取組が重要です。このため、各都道府県において、地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議の開催に取り組んでいます。さらに、会議を通じた地域ぐるみの働き方改革を推進するため、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」を立ち上げ、これらの会議に対して先進的事例の情報提供等の支援を行うこととしています。

## (3) 特に配慮を必要とする労働者に対する休 暇制度の普及のための広報事業【継続】 〔厚生労働省〕

法定の年次有給休暇とは別に、企業等において任意に定められている特別な休暇制度を普及させ、労働者の豊かな生活の実現や健康の維持増進を図ることを目的として、主に以下の取組を実施しています。

・病気休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇、リフレッシュ休暇、犯罪被害者等の被害回復のための休

暇、裁判員休暇など、特別な休暇制度を導入して いる企業についての好事例集の作成と情報発信

・事業主・企業の人事労務管理担当者向けのセミナー

#### の開催



#### ※現在は使用されておりません

#### 過労死等防止対策推進法について

目 的

近年。我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺 族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めること により、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き 続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定 義 過労死等:業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的 負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれからの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

過労死等の防止のための対策は、

## 基本理念

- 1. 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことに より過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができる ようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解 を深めること等により、行わなければならないこと。
- 2. 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行わなければならないこと。

国の責務等

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

#### 過労死等防 止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労 死等防止啓発月間(11月)を規定

年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関 する報告書を提出しなければならないことを規定

#### 過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

#### 過労死等の防止のための対策

- ①調査研究等(※)、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定
- ※国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な 負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該 過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

#### 過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び 専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

#### 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上 の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

%施行期日: 2014年11月1日

## (4) 「ポジティブ・オフ」運動及び「家族の時 間づくりプロジェクト」【継続】〔観光庁〕

観光庁では、顕在化していない需要を掘り起こし、 交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため に、休暇取得の促進に取り組んでいます。

その一環として、休暇を取得して外出や旅行などを 楽しむことを積極的に促進し、オフ(休暇)をポジテ ィブ(前向き)にとらえて楽しもうという「ポジティ ブ・オフ運動」を実施しています。本運動は内閣府、 厚生労働省、経済産業省の協力を得て、観光庁が推進しており、2015年7月で4年目を迎え、賛同企業・団体数も500近くとなっています。

また、観光庁では、各地域において地域独自の学校 休業日を柔軟に設定して、大人(企業)と子ども(学 校)の休みのマッチングを行う「家族の時間づくりプ ロジェクト」を推進しています。2015 年度は、全国 11 地域を実施地域として認定しました。

[[ポジティブ・オフ] ロゴマーク]

## **POSITIVE @FF**

## Ⅳ. 多様な働き方・生き方の選択

- 1. 育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進
- (1) 育児・介護休業法の施行と周知徹底【継 続】〔厚生労働省〕

(再掲) p 29 参照

## (2) 母性健康管理対策の推進【継続】〔厚生 労働省〕

男女雇用機会均等法において、事業主は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、これらに基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講ずることが義務付けられています。

厚生労働省では、「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用の促進や、母性健康管理支援サイト「女性にやさしい職場づくりナビ」を通じた相談対応や情報提供を実施しているほか、雇用均等室において、相談対応や助言、指導等により法の履行確保を図っています。



http://www.bosei-navi.go.jp

## (3) 男性の育児休業の取得促進【継続】〔厚 生労働省〕

(再掲) p 34 ~参照

## (4) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応 【継続】 (厚生労働省)

(再掲) p 35 参照

## (5) テレワークの普及・促進【継続】〔総務 省・厚生労働省・経済産業省〕

#### ①総務省におけるテレワーク関連施策

総務省では、テレワークの本格的な普及により、 場所にとらわれない柔軟な働き方を実現し、仕事と 生活の調和を図るため、以下のような取組を行って います。

#### ○専門家派遣、テレワークセミナーの実施

テレワークの普及・促進に向け、厚生労働省と連携して、テレワークの導入を希望する企業(2014年度40社、2015年度130社)に専門家を派遣し、テレワークの導入支援を実施するとともに、全国各地でセミナーを開催しました。2016年度はセミナー等の開催と合わせて、テレワークに取り組んでいる企業の情報等を収集し、引き続き周知啓発活動を実施します。

### ○テレワークモデル実証事業の実施

厚生労働省と連携し、主にテレワークの導入に遅れがみられる中小企業を対象とした、情報通信技術、労務管理、人事評価等に係る実証を行い、テレワークモデルの構築、普及活動を実施しています。

#### ②厚生労働省におけるテレワーク関連施策

自宅などで働くテレワークは、仕事と子育ての両立 や病気の治療をしながら在宅で仕事をすることなど、 多様で柔軟な働き方を実現する有効な手段です。他 方、職場で働く場合と異なり、労働時間などの管理に 工夫も求められます。厚生労働省では、適正な労働条 件下での良質なテレワークの普及促進や良好な在宅就 業環境の確保を目的として、以下のような施策を行っ ています。

#### ○テレワークモデル実証事業の実施

総務省と連携し、仕事と育児等との両立を図るため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、テレワークモデルを構築することとしています。

○「在宅勤務ガイドライン(情報通信機器を活用した 在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライ

#### ン)」の周知

在宅勤務ガイドラインは、在宅勤務が適切に導入・ 実施されるように労務管理の在り方を明確にするため、労働基準関係法令の適用関係等を整理したものであり、その内容について事業主への周知を実施しています。



http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet.pdf

○「テレワーク相談センター」による相談、訪問コン サルタントの実施

テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等に ついての質問に応じるため、東京都内にテレワーク相 談センターを設置しています。

また、2014年度からは、テレワーク相談センターにおいて、テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施する情報通信技術等に関するコンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施しています。

#### ○「テレワークセミナー」の開催

テレワーク実施時の労務管理上の留意点についての 説明やテレワーク導入事業場の成功事例の紹介等を内 容とするテレワークセミナーを、全国5都市(東京都、 大阪市、名古屋市、広島市、高松市)で計6回開催し ています。また、2014年度からは、総務省と連携し、 情報通信技術等に関するセミナーと併せて実施してい ます。

## ○「職場意識改善助成金 (テレワークコース)」

終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用などに要した費用について助成を行っています。

#### ≪支給額≫

上限 100 万円(目標達成時は 150 万円)

#### ○業界団体と連携した導入支援

2015 年度から、業種の特性に応じたテレワークの 導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の 企業に対する支援を実施しています。

#### ○表彰の実施、シンポジウムの開催

2015年度から、テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業等を表彰する「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」を実施するとともに、受賞企業の取組についてシンポジウムを通じて広く周知しています。

### ○「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」 の周知

このガイドラインは、在宅ワーク(注)の契約に係る紛争を未然に防止し、在宅ワークを良好な就業形態とするため、在宅ワークの注文者が在宅ワークの契約締結の際に守るべき最低限のルールとして策定された

もので、その内容について周知しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukintou/zaitaku/

#### ○在宅就業者総合支援事業の実施

在宅ワークを良好な就業形態とするため、「ホームワーカーズウェブ」において、発注企業や在宅ワーカーに役立つ情報の提供及びセミナーの開催を行っています。また、在宅ワーク相談室において、仕事の探し方、トラブルへの対応方法等の相談対応を実施しています。



http://www.homeworkers.jp/

(注) パソコン等情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労(例:テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等)

#### ③経済産業省におけるテレワーク関連施策

経済産業省では、関係省庁と連携し、産学官で構成されたプラットフォームであるテレワーク推進フォーラム(会長:大西 隆 日本学術会議会長)を基軸として、企業等に対するテレワークの普及啓発等の取組を実施しています。

特に、毎年11月をテレワーク月間と定め、同フォーラムの取組の一環として、広く普及を図っています。

(テレワーク月間サイト:http://teleworkgekkan.org/)



## (6) 短時間勤務等を希望する者への支援の充 実【継続】(厚生労働省)

#### ①短時間正社員制度の導入促進

短時間正社員制度に関する情報を提供するため、「短時間正社員制度導入支援ナビ」を運用しています。 2015年度においては、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、同制度の概要や具体的事例に基づくノウハウをナビで情報発信するとともに、制度導入マニュアルの配布やセミナーの開催等により制度の周知・啓発を図っています。





## (7) パートタイム労働法に基づく均等・均衡 待遇の確保と正社員転換の推進【継続】

パートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇の 確保と正社員転換を推進するため、パートタイム労働 法に基づく是正指導、専門家による相談・援助や事業 主に対する職務分析・職務評価の導入支援等を行っ ています。

さらに、パートタイム労働者の雇用管理の現状等を 自主的に分析するパート指標やパートタイム労働者の 活躍に向けた取組を発信する企業宣言、パートタイム 労働者の活躍推進に積極的な企業を対象とした表彰 の活用等により、パートタイム労働者の雇用管理改善 に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組の促進を図 り、あわせてパートタイム労働者のキャリアアップ支 援に取り組んでいます。

## 〔参考〕パートタイム労働法

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮す ることができる雇用環境を整備するため、パートタイ ム労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関す る法律|) では、事業主は、パートタイム労働者と正社 員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換の推進 を図るための措置を講ずべきこととされています。

また、2014年4月にパートタイム労働者の均等・均 衡待遇の確保や納得性を高めるための措置等の更なる 充実を内容とする改正パートタイム労働法が成立し、 2015年4月1日に施行されました。改正法に基づく指 導等によりその着実な履行確保を図っています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/0000046152.html

### 改正後のパートタイム労働法の概要(改正法は平成27年4月1日施行)

※下線部は、平成26年の法改正により改正された部分

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者 の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る。

#### 1 労働条件の文書交付・説明義務

- ・労働基準法上の文書交付義務に加え、昇給、退職手当、賞与の有無及び相談窓口について、文書の交付等による明示を事業主 に義務付け(過料あり)(第6条)
- ・パートタイム労働者の雇入れ時に、講ずる雇用管理の改善措置の内容(賃金制度の内容等)の説明を事業主に義務付け(第14条第1項)
- ・パートタイム労働者から求めがあった場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を事業主に義務付け(第14条第2項)
- ・パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備を事業主に義務付け(第16条)

### 2 均等・均衡待遇の確保の促進

- ・広く全てのパートタイム労働者を対象として、パートタイム労働者の待遇について、正社員の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の 仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする 「短時間労働者の待遇の原則」 を規定 (第8条)
- ・正社員と同視すべきパートタイム労働者について、差別的取扱いを禁止(第9条)
  - ※「正社員と同視すべきパートタイム労働者」:職務の内容及び人材活用の仕組みが正社員と同じパートタイム労働者(無期労働契約要件を削除)
- ・その他のパートタイム労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施及び福利厚生施設の利用に関し、多様な就業実態に応じて、正社 員と均衡のとれた待遇の確保に努めることを事業主に義務付け(第10条~第12条)

#### 3 通常の労働者への転換の推進

・正社員の募集を行う場合のパートタイム労働者への周知、新たに正社員を配置する場合のパートタイム労働者への応募の機会の付与、 正社員への転換のための試験制度等、正社員への転換を推進するための措置を事業主に義務付け(第13条)

#### 4 苦情処理・紛争解決援助

- ・苦情の自主的な解決に努めるよう、事業主に義務付け(第22条)
- 義務規定に関し、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を整備(第23条~第26条)

#### 5 実効性の確保

- ・都道府県労働局長 (厚生労働大臣から委任) による報告の徴収、助言、指導及び勧告 (第18条第1項)
- ・報告拒否・虚偽報告に対する過料の創設 (第30条)
- ・厚生労働大臣の勧告に従わない場合の事業主名の公表制度の創設(第18条第2項)

## (8) 多様で安心できる働き方の導入促進【継続】〔厚生労働省〕

「日本再興戦略」(2013年6月14日 閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日 閣議決定)に基づき、職務等を限定した「多様な正社員」の普及・促進を図るため、2013年度に立ち上げた「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」において、2014年7月に労使等の関係者が参照することができる「雇用管理上の留意事項」、就業規則の規定例、政策提言からなる報告書をとりまとめました。2014年度においては、好事例や就業規則の規定例を収集し、「雇用管理上の留意事項」とあわせてホームページに掲載するとともに、セミナーを開催し労使関係者への周知を実施しました。



http://www.tayou-jinkatsu.jp/

## 女性や高年齢者等の再就職や就業継続の支援等

### (1) マザーズハローワーク事業 【拡充】〔厚 生労働省〕

2014年度においては全国180箇所のマザーズハローワーク・マザーズコーナーにて、子育てをしながら就職を希望する女性に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな就職支援、求人情報や地方公共団体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行いました。

2015 年度においては、事業拠点の増設等、マザーズハローワーク事業を拡充しています。



http://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html

### (2) 女性医師への支援【継続】(厚生労働省)

女性医師の方々の出産や育児といった様々なライフステージに対応して、安心して業務に従事できる勤務環境を整備するため、再就業を希望する女性医師への支援、退職した女性医師に対する復職支援や離職防止を行う都道府県への支援等を行っています。

#### 【女性医師支援センター事業】(2006年度~)

日本医師会に委託し、2007年1月に開設した女性 医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就 職相談、就業斡旋等の再就業支援等を行います。

2014 年度 求人 1073 件 求職 188 名 就業 28件



http://www.med.or.jp/joseiishi/

#### 【女性医師等就労支援事業】(2008年度~)

出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受け入れ医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立支援のための助言等を行い、また、医療機関において仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行うことにより、離職防止や再就業の促進を図ります。

2014 年度 相談窓口設置都道府県数:37 都道県

## (3) 女性の職業キャリアの継続が可能になる環境の整備【継続】〔厚生労働省〕

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者間に事実上生じている格差解消のための企業の自主的かつ積極的な取組(ポジティブ・アクション)の促進を図っています。

また、女性の活躍を一層推進するため、2015年8月に成立した女性活躍推進法の周知や一般事業主行動計画の策定支援、助成金の支給等により、同法に基づく取組の促進を図っています。

#### ①男女雇用機会均等法の着実な施行

男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策が徹底されるよう指導等を行っています。

2014年10月に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関して初の最高裁判決が出されたことを踏まえ、2015年1月には妊娠・出産等を「契機として」なされた不利益取扱いは原則として法違反となることを通達で明確化し、男女雇用機会均等法等の周知徹底や企業に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行っています。

また、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合に は、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機 会均等調停会議による調停により、円滑かつ迅速な解 決を図っています。

さらに、事業主による妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いは、既に男女雇用機会均等法等で禁止されていますが、近年、上司・同僚からの嫌がらせなども問題となっています。そのため、上司・同僚からの言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主に雇用管理上の措置を義務付ける等の改正を行うため、男女雇用機会均等法の改正を含む「雇用保険法の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出しています。

#### ②女性の活躍推進に向けた取組

#### ○女性活躍推進法の成立

女性の活躍を一層推進するために、2015 年 8 月 28 日に女性活躍推進法が成立しました。同法により、2016 年 4 月 1 日から、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が 301 人以上の民間事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、それらを踏まえた行動計画の策定、自社の女性の活躍に関する情報公表が義務付けられることになりました(300 人以下の事業主については努力義務)。同法の周知や事業主への取組支援を通じて、同法の着実な施行を図っています。

#### ○女性活躍推進法に基づく認定の取得促進

女性活躍推進法では、行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主に対する3段階の認定制度を設けており、認定を受けた企業は、その段階に応じて認定マークが付与され、名刺等に表示することにより、認定企業であることを対外的にアピールすることができます。多くの企業が認定を目指すよう、認定制度について周知するとともに、認定申請に向けた取組の推進を図っています。

女性活躍推進法に基づく認定マーク <1段階目> <2段階目> <3段階目>



#### ○女性の活躍状況の開示促進

厚生労働省では、「女性の活躍・両立支援総合サイト」を内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」と統合し、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内に新たに「女性の活躍推進企業データベース」を立ち上げ、女性の活躍状況の情報公表を促進しています。



http://www.positive-ryouritsu.jp/

○女性の活躍促進に積極的に取り組む企業への助成 金の支給(女性活躍加速化助成金)

女性の活躍促進に積極的に取り組む企業に対する 助成金制度を実施しています。

#### ○行動計画策定支援ツールの作成・普及

女性活躍推進法に基づく自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画の策定を容易に行える行動計画策定支援ツールを策定し、企業の取組を支援しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

○「均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)」 の実施

ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業を公募して、「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

## (4) 女性の活躍促進のための能力開発支援 【拡充】(厚生労働省)

「日本再興戦略(改訂 2014)」において、「復職後の能力アップのための訓練を行う事業主等に対する助成を拡充する」こととされていること等を踏まえ、2015年度からキャリア形成促進助成金「育休中・復職後等能力アップコース」について、助成率の拡充(中小企業2/3、中小企業以外1/2にそれぞれ引き上げ)を行い、引き続き事業主に対して育休中の者等を対象とした訓練経費や賃金の一部を助成しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

## (5) 社会参画につながる女性の学びの促進 【新規】〔文部科学省〕

一旦離職した女性人材が学びを通じて再び社会参画することを促進するため、地域において女性が学びを通じて活躍したグッド・プラクティスの収集を行い、2016年3月にはその普及と情報交換、情報発信のための「女性の学び応援フェスタ」を実施しました。

## (6) 女性研究者の活躍の促進【拡充】〔文部 科学省〕

大学や公的研究機関における、研究と出産・育児等を両立できるようにする環境を整備する取組や、女性研究者の研究力向上を推進する取組を支援する事業を行っています。具体的には、研究支援者の配置や大学内保育所の利用に対する支援制度の構築、相談体制の整備等の取組や、女性研究者同士の共同研究の支援やメンターシップ制度の構築、各種セミナーの開催等の取組を支援することで、女性研究者の活躍の促進を図っています。

## (7) 出産・育児による研究中断からの復帰支援【拡充】(文部科学省)

男女を問わず優れた研究者が、出産・育児による研

究中断後に円滑に研究現場に復帰することができるように、研究奨励金を支給しています。

## (8) 地域における女性活躍推進モデル事業 【継続】〔内閣府〕

育児・介護等の経験を生かした地域活動等、民間団体の知見・ノウハウを活かして柔軟かつきめ細かに地域の課題を解決する先進的な取組を試行的に実践・検証し、成果を広く共有し他地域への横展開を図っています。(2015年5団体)

#### (9) なでしこ銘柄【継続】〔経済産業省〕

「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとして、東京証券取引所と共同で、2012年度から実施しています。

まず、「女性活躍推進」の観点について、①女性のキャリア支援と、②仕事と家庭の両立支援の二つの側面からスコアリングを行い、さらに、財務面(ROE)からのスクリーニングを行い、各業種代表として、2014年度は40社を選定・公表しました。

2016年3月に2015年度の選定企業を公表予定です。



http://www.meti.go.jp/policy/economy/ jinzai/diversity/nadeshiko.html

〔「なでしこ銘柄」ロゴマーク〕



## (10) 新・ダイバーシティ経営企業 100 選 【継続】〔経済産業省〕

仕事と生活の両立支援等を行い、女性や外国人、 高齢者、障がい者等、多様な人材の能力を最大限発 揮させることにより、イノベーションの創出、生産性 向上等の成果を上げている企業等を表彰する「ダイバ ーシティ経営企業 100 選」を 2012 年度から実施し てまいりました。

様々な規模・業種の企業における「ダイバーシティ 経営」(多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮 できる機会を提供することで、イノベーションを生み 出し、価値創造につなげている経営)への積極的な取 組を「経済成長に貢献する経営力」として評価し、そ の取組をベストプラクティスとして広く発信することで、ダイバーシティ推進のすそ野を広げることを目的 としています。

2015 年度は重点テーマとして「長時間労働是正等の働き方改革」「女性の職域拡大・役割の高度化」「外国人の活躍推進」を設定し、「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」を実施します。

2015年度の表彰式は2016年3月16日に開催予定です。



http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen/index.html

〔「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」ロゴマーク〕



## (11)疾病を抱える労働者の就労継続に向けた支援【継続】(厚生労働省)

職場環境の複雑化や労働者の高齢化などに伴い、作業関連疾患の疾病を予防するための労働者の健康管理や、治療と職業生活の両立のための支援体制が近年、課題となっています。厚生労働省では、2012年度に「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」を開催し、労働者、企業、産業保健関係者、医療機関など両立支援に関わる関係者や学識経験者を参集して、労働者の円滑な職場復帰や治療と職業生活の両立を図るための支援策のあり方について検討し、報告書を取りまとめました。当該報告書等を受けて、2013年度には就労継続支援に関する留意事項、2014年度には事例集を作成し、周知しています。

また、病気休暇をはじめ、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等により、普及を図っています。



http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140328-01.html

## (12) がん患者・経験者の就業支援【継続】 〔厚生労働省〕

がん医療の進歩とともに、がん患者・経験者(以下「がん患者等」という。)の中にも長期生存し、社会で活躍している者が増えつつある中で、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築が課題となっています。このため、厚生労働省では、2014年2月に「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」を

設置し、がん患者等、医療機関、企業といったそれぞ れの立場からみたニーズ・課題を整理し、がん患者等 の就労支援のために今後取り組むべき方策等について 検討を行い、同年8月、『報告書「らしく、働く」~仕 事と治療の調和に向けて~』をとりまとめました。本 報告書を踏まえ、医療機関における就労に関する相談 支援体制の強化やハローワーク等の雇用・労働機関と の連携の推進、企業におけるがん患者等の人材活用 の取組推進等の、がん患者等の就労支援対策を進め ています。



http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/ 0000054911.pdf



(参考) がんと仕事のQ&A…

http://ganjoho.jp/public/support/work/qa/ index.html

## (13) 企業における高年齢者の就労促進【継 続〕〔厚生労働省〕

生涯現役社会の実現を推進するため、地域におい て中核的な役割を担う業界団体を選定し、当該業界団 体において生涯現役で働き続けることができる雇用管 理制度のマニュアルを作成し、傘下企業に普及・啓発 を行い生涯現役社会実現に向けた機運醸成を図るほ か、高年齢者の職業生活の設計等に係る支援を行っ ています。

また、高年齢者の雇用環境の整備として、新たな事 業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の 創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は 改善、雇用管理制度の整備等の措置を行う事業主に 対して、「高年齢者雇用安定助成金」を支給しており (当該取組に係る経費(人件費等を除く)の2分の1 (中小企業は3分の2) に相当する額を支給(ただし、 60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円を 上限(上限額1,000万円))、2015年度からは、特定 の人手不足の業種を営む事業主への支援要件・内容 を拡充しました。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/ kounenrei katsuvou.html

高齢期の生活基盤の安定確保・就労による自立を目 指すため、主要なハローワークに高年齢者総合相談窓 口を設置し、高年齢求職者を対象に職業相談・職業 紹介や職業生活の再設計に係る支援を実施するほか、 支援チームによる就労支援等を実施します。

さらに、高年齢者の雇用を支援するため、事業主 団体や公共職業安定機関との協力のもと、雇用を前 提とした技能講習及び技能講習終了後の面接会等を 一体的に実施するシニアワークプログラムを実施して います。

## (14) 高年齢者が地域で働ける場や社会を支 える活動ができる場の拡大【継続】〔厚 生労働省〕

高年齢者の希望に応じた多様な就業機会を確保し ていくため、定年退職後等に、地域社会に根ざした臨 時的かつ短期的又は軽易な就業を通じた社会参加を希 望する高年齢者に対して、その希望に応じた就業機会 を確保・提供するシルバー人材センター事業を推進し ています(2015年3月末現在、シルバー人材センタ -の団体数は 1,272 団体、会員数は約72万人)。

## (15) 女性や高齢者の起業支援【継続】(経済

#### ①創業・第二創業促進補助金

起業する上で、資金調達は大きな課題となっていま す。このような状況下、起業・創業を促進し、地域の 新たな需要の創造や雇用の創出を図り、我が国経済を 活性化させることを目的として、経済産業省では店舗 借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を補助し ており、2016年1月現在、11,867件の事業計画を採 択しています。

本補助金では、認定支援機関※たる金融機関等が 事業計画の策定支援を行うとともに、進捗状況管理や 定期的なフォローアップを行うことにより、事業計画 が円滑に実行されるよう支援することとしています。 また、本補助金を呼び水として、創業する個人や中小 企業・小規模事業者が金融機関等から外部資金を円 滑に調達できる環境の整備に取り組んでいます。

※中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関 として認定を受けた機関。

#### ②創業スクール事業

地域プラットフォームに属する認定支援機関や産業 競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者 が「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こ しを始め、創業希望者へ基本的知識の習得からビジネ スプランの策定までの支援を行います。

また、創業スクール受講後も実施主体となる支援機 関等が受講者のフォローアップを実施します。

さらに、2016年1月現在、2014年度に227スク ール、282 コース実施し、2015 年度では 190 スクー ル、256 コース実施しています。

#### ③中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」

中小企業・小規模事業者や起業を目指す方が、誰 でも簡単に補助金などの公的支援情報を入手できる 他、時間や場所にとらわれず自由に専門家・先輩経営 者等と情報交換や相談ができる支援サイト「ミラサ ポ」を運用しています。



「ミラサポ」で検索してください。 www.mirasapo.jp/

#### ④女性、若者/シニア起業家支援資金

多様な事業者による新規事業の成長を支援するため、女性、若者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)のうち新規開業して概ね7年以内の者に対して、低利の融資を行っています。

1999年4月(制度創設)から2015年3月末までに、126,836件、6,561億円の融資を実施しました。



#### (中小企業事業)

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02\_zyoseikigyouka\_m\_t.html



#### (国民生活事業)

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02\_zyoseikigyouka\_m.html

#### ⑤新創業融資制度

新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に、事業計画(ビジネスプラン)の審査により、無担保・無保証人で融資する新創業融資制度を女性、若者/シニア起業家支援資金においても実施しています。

2001年7月(制度創設)から2015年11月末までに、149,350件、5,242億円の融資を実施しました。



http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/atarasiku/ 04\_shinsogyo\_m.html

### 6再挑戦支援資金

廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方又は事業開始後概ね7年以内の者を支援する貸付制度です。女性、若者または高齢者が経営者の場合は金利を優遇します。

2007 年 4 月から 2015 年 11 月末までに、5,541 件、223 億円の有志を実施しました。

## 3. 男性の子育で参加の支援・促進

## (1) 男性の育児休業の取得促進【継続】〔厚 生労働省〕

(再掲) p 34 ~参照

# (2) 家事・育児参画等に向けた男性の意識改革(男性にとっての男女共同参画の推進) 【継続】〔内閣府〕

内閣府では、男性の意識改革への普及啓発活動等 を展開しています。

#### ①ホームページでの啓発・情報発信

「男性にとっての男女共同参画局ホームページ」で は、男女共同参画の意義について、男性の立場・視 点から理解を深めるために、基礎知識、コラム、地方 自治体の取組等の情報を掲載しています。



http://www.gender.go.jp/policy/men\_danjo/index.html

#### ②シンポジウムの開催

働き方の見直しにより男性の家事・育児参画を進めていくため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催しました。男性が楽しみながら家事・育児 に参画したり、職場の上司や先輩が率先して働き方の見直しを進め、部下の家事・育児参画を支援し、自らも実践していくことの重要性について理解を深めています。



http://www.gender.go.jp/policy/ men\_danjo/pdf/symposium/ toyama\_houkoku.pdf

#### ③男性の家事・育児参画を先導するキーパーソンの 育成

企業等において、積極的に働き方の見直しを進めて 家事・育児等に参画しているまたは参画しようとして いる男性を対象にキーパーソン育成セミナーを開催 し、自治体等において男性の家事・育児参画を先導す るキーパーソンを育成しました。

## (3) 男女共同参画社会の実現の加速に向けた 学習機会充実事業【継続】〔文部科学省〕

2012 年度より、ワークショップ「学生のための男女共同参画ワールド・カフェ」を実施しています(初回は男子学生限定で開催)。これは、学生が男女の働き方や家庭生活に関する現状を知るとともに、多様な働き方・生き方があることをお互いから学び合うことを目的としているものです。

また、「男女共同参画推進のためのワールド・カフェ実践手引書」を作成・公開し、全国各地にこのような取組が広がるよう働きかけています。



http://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1352111.htm

## 4. 多様な子育て支援の推進など育児・ 介護の社会的基盤づくり

## (1) 一億総活躍社会の実現に向けた取組【新 規】〔内閣官房〕

デフレ脱却が見えてきた今こそ、我が国の構造的な 問題である少子高齢化に真正面から立ち向かうことが 重要です。若者もお年寄りも、女性も男性も、難病や 障害のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんな が活躍できる「一億総活躍社会」を創るため、「戦後最大のGDP600兆円」、「希望出生率1.8の実現」、「介護離職ゼロ」という3つの明確な目標を掲げ、それぞれ「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という新三本の矢を放ちます。

この一億総活躍社会の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、閣僚や民間有識者を構成員とする「一億総活躍国民会議」(以下「国民会議」という。)が設置されました。2015年10月29日に第1回国民会議が開催され、第3回国民会議(11月26日開催)において、一億総活躍社会の実現に向けた第一歩である「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策一成長と分配の好循環の形成に向けて一」(以下「緊急対策」という。)が取りまとめられました。

この緊急対策は、「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロ」という2つの目的達成に直結する政策に重点化しており、育児の観点からは、認可保育所の整備や保育人材の確保等、介護の観点からは、介護施設、在宅サービス、サービス付き高齢者向け住宅の整備や介護人材の確保等に取り組むこととなりました。これらの取組については、平成28年1月20日に成立した平成27年度補正予算等において、措置することとなりました。



(参考) 一億総活躍国民会議(官邸HP) … https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ ichiokusoukatsuyaku/

## (2)「子ども・子育て支援新制度」の着実な 実施【継続】〔内閣府〕

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を主な内容とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本各施行されました。これに伴い、内閣府に「子ども・子育て本部」が設置され、子ども・子育て支援法上の企画立案や給付事務の執行を一元的に内閣府が所管することとなりました。学校教育法体系及び児童福社で基本との整合性確保の観点から、文部科学省及び厚生労働省と連携しながら「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施します。

また、平成 27 年度予算では、消費税率の引上げが延期される中、必要な「量的拡充」はもちろん、消費税率 10%への引上げを前提に実施を予定していた「質の向上」を全て実施するために必要な予算(国・地方合わせて 5,127 億円)を確保することができました。一方で、更なる「質の向上」を図るため、1兆円超程度の財源が必要とされており、引き続きその確保に最大限努力します。さらに、新制度の施行状況をフォローアップすること等により、その着実な実施に取

り組みます。



http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html

## (3) 事業所内保育施設に対する支援【継続】 〔厚生労働省〕

(再掲) p 35 参照

## (4) 待機児童解消に向けた取組の充実【拡 充】(内閣府、厚生労働省)

2013年度から2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき、2013・2014年度の2か年で合計約21.9万人分(当初目標値20万人)の保育の受け皿拡大を達成し、2017年度末までの5か年の合計では、約45.6万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいます。2015年度補正予算においては、保育所等の施設整備費の上積みをするとともに、新たに小規模保育の施設整備補助を創設するなど、保育の受け皿拡大を推進することとしています。

この保育の受け皿拡大を確実なものとするため、保育人材の確保に向けて、就業促進や離職の防止など総合的な対策を講じていくこととしています。2015年度補正予算においては、保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行うこととしています(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図ることとしています。さらに、保育士試験を年2回実施する都道府県の大幅拡大、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化などの多様な担い手の活用、2016年1月から3月の間を「保育士確保集中取組キャンペーン」期間として、保育士の就職促進を集中的に行うことなどにより、保育人材確保の取組を着実に推進することとしています。

## (5) 「放課後子ども総合プラン」の推進【拡充】(厚生労働省、文部科学省)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め

ます。2019 年度末までに、放課後児童クラブについて、約 122 万人分を整備すること、全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指します。

#### ①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、小学校 の余裕教室や児童館などで、放課後に適切な遊びや生 活の場を与えて、その健全な育成を図っています。

放課後児童クラブの設置状況【2015 年 5 月 1 日現在】 全国 22,608 か所 (対前年 524 か所増) 登録児童数 1,024,635 人 (対前年 88,183 人増)



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027098.html

#### ②放課後子供教室

広く地域住民の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、学習活動や様々な体験・ 交流活動等の機会を提供する取組を支援しています。

放課後子供教室の実施状況【2015 年度】 14,392 教室

## (6) 家庭教育支援の充実【継続】(文部科学 省)

広く地域住民の参画を得て、身近な地域において、全ての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、家庭教育に関する地域人材の養成や家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、地域の実情に応じて情報や学習機会の提供、相談対応等を行う取組を支援しています。

2015 年度 家庭教育支援 実施箇所数 3,323 箇所(※)



http://katei.mext.go.jp/index.html

※補助事業を活用している数であり、地方単独財源で実施している数は含まない。

※学習講座や家庭教育支援チーム等のいずれかの家庭教育支援の取組を実施する小学校区数から算出。

## (7) 青少年の体験活動の推進【継続】〔文部 科学省〕

2013年1月の中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」において指摘されたように、体験活動は、青少年の社会性や豊かな人間性を育むために重要な役割を果たしています。そこで、青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業等を

対象に体験活動の理解を求めていく普及啓発に取り組むとともに、青少年の自然体験活動に関連する様々な団体等をネットワーク化し、情報交換や共同実施等を円滑にするための「地域プラットフォーム」の形成を支援しています。

さらに、「教育 CSR シンポジウム」として、企業が 社会貢献活動の一環として行っている環境保全活動や 自然体験活動などの事例を全国に普及するとともに、 優れた取組を行っている企業を表彰すること等により、青少年の体験活動の機会の充実を図っています。

## (8)「少子化危機突破のための緊急対策」の 推進、新たな少子化社会対策大綱の策定 【継続】〔内閣府〕

(再掲) p 32 ~参照

## (9) 地域商業自立促進事業【継続】〔経済産 業省〕

「地域商業自立促進事業」において、商店街振興組合等が行う商店街活性化の取組のうち、地域住民のニーズを踏まえた子育で・高齢者交流施設等の整備など、商店街等による地域コミュニティの形成に向けた取組や少子高齢化に対応した取組に対する補助を実施しています。

## (10) 預かり保育推進事業(私立高等学校等 経常費助成費等補助金)【継続】〔文部 科学省〕

預かり保育を実施する私立幼稚園又は幼保連携型 認定こども園に対して、特別な助成を行う都道府県に 補助しています。

2014 年度預かり保育推進事業補助実績 47 都道府県 対象幼稚園数 6,402 園

## (11) 子供の生活習慣づくり支援事業【継続】 (文部科学省)

生活環境や社会の影響を受けやすい子供の基本的な生活習慣を定着させるため、家庭や学校、地域にとどまらず、仕事と生活の調和のとれた社会を実現していく観点から、企業などを含めた社会全体の問題として、企業や保護者向けパンフレットを作成し、子供の生活習慣づくり支援を推進しています。

2014 年度には、家庭教育支援や地域の学習講座、 学校における教育活動等において幅広く活用いただく ための、中高生等向け普及啓発資料及び指導者用資 料を作成しました。これらの資料を活用した中高生を 中心とした子供の生活習慣改善のための実証研究を、 2015年度から新たに実施しています。

## (12) 認定こども園の設置促進【継続】〔文部 科学省〕

認定こども園の設置促進を図るため、都道府県を対象に認定こども園施設整備交付金や教育支援体制整備事業費を交付し、認定こども園へ移行するために必要な施設の整備等(既存の認定こども園の機能の拡充も含む。)や保育教諭確保に向けた免許取得支援、遊具等の整備支援等の教育環境整備に要する経費を支援しています。

また、2015年4月1日より子ども・子育で支援新制度が施行され、二重行政の解消や財政支援の改善などが図られています。

#### 〔参考〕認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、

- ①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能 (保護者が働いている、いないにかかわらず受け入 れて教育・保育を一体的に行う機能)
- ②地域における子育で支援を行う機能(すべての子育で家庭を対象に、子育で不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能)

を備える施設を、都道府県が「認定こども園」として 認定しています。

(2015年4月1日現在認定こども園数:2.836件)



http://www.youho.go.jp/

## 5. 職業能力の形成支援に係る労働市場 の社会的基盤の整備

(1) 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実【継続】〔厚生労働省〕

(再掲) p 42 参照

(2) 若年者等に対する職業キャリアの支援 【継続】〔厚生労働省〕

(再掲) p 43 ~参照

(3) 求職者支援制度による安定した就職の支援 【継続】 (厚生労働省)

(再掲) p 43 参照

(4)企業におけるキャリア形成の取組支援 【拡充】〔厚生労働省〕

(再掲) p 43 参照